

**地方公共団体のスーパーシティ提案についての
国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（大阪府・大阪市共同）
（議事要旨）**

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月28日（金）13:50～14:20
- 2 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜自治体等＞

山野 謙	大阪府副知事
坪田 知巳	大阪府スマートシティ戦略部長
吉田 真治	大阪府スマートシティ戦略部スマートシティ推進監
狩野 敏明	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課参事
佐向 正	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課参事
宮田 昌	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室特区推進課長
尾崎 輪香子	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室特区推進課参事
吉田 智子	大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室特区推進課主査
高橋 徹	大阪市副市長
正垣 啓之	大阪市都市計画局夢洲・咲洲地区開発担当部長
高田 孝	大阪市都市計画局開発調整部夢洲・咲洲地区開発担当課長
福本 真人	大阪市都市計画局うめきた企画担当部長
岩本 典子	大阪市都市計画局企画振興部 うめきた企画担当課長
鳥山 孝之	大阪市経済戦略局立地交流推進部長
松本 友宏	大阪市経済戦略局立地交流推進部特区担当課長代理
鶴見 一裕	大阪市 ICT 戦略室長
森山 文子	大阪市 ICT 戦略室スマートシティ推進担当部長
梅田 昌彦	大阪市 ICT 戦略室スマートシティ推進担当課長
八谷 靖幸	大阪市 ICT 戦略室スマートシティ推進担当係長
岩田 泰	大阪市経営企画室長
堺井 啓公	大阪市企画局長
井上 知郁	大阪市企画局企画部審議役
斉藤 康弘	大阪市企画局 ICT 部審議役
上山 信一	大阪府・大阪市共同スーパーシティ構想アーキテクト 慶應義塾大学教授

＜国家戦略特区ワーキンググループ委員＞

委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

<情報・デジタル、個人情報保護の専門家>

平本 健二 内閣官房政府CIO 上席補佐官（スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）

<内閣府地方創生推進事務局>

喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）提案内容の説明
 - （2）質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 本日、御多忙のところ、御出席いただき、ありがとうございます。

これから大阪府・大阪市さんからヒアリングを実施いたします。

まずあらかじめお伝えしたとおり、5分程度で本日お出しいただいた資料について御説明いただいた後に、質疑応答をさせていただければと思います。

今日、落合先生と平本先生に出席いただいています。

それでは、大阪府・大阪市さんから御説明を先によろしくお願いいたします。

○高橋副市長 大阪市副市長の高橋でございます。

今回、追加ヒアリングの機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

今回、大阪府・大阪市で特に実現したいサービスと規制改革の内容につきまして、それぞれ事務方よりご説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○森山部長 大阪市事務局の森山でございます。

本日の追加資料の2ページを御覧ください。大阪府・大阪市では、構造改革特区の時代から規制改革について積極的に取り組んでおりまして、国家戦略特区では、区域指定を受ける前の平成25年9月を皮切りに、区域会議での提案も含めて、様々な分野の規制改革を実現してまいりました。

現在、関西圏全体で24の規制改革メニューを活用しておりますけれども、そのうち府域では15の規制改革メニューを活用して特区事業を実施しており、産業の国際競争力の強化、住民生活の向上を目指して、特区制度の活用により様々な規制改革を提案・実現した実績がございます。

改革マインドを今般、御提案させていただきましたスーパーシティ構想におきましても、もちろん踏襲させて、グリーンフィールドという特徴を生かして、新たな提案、また、この間、提案してきたものも含めて、多様な分野で積極的な規制改革にチャレンジしていき

たいと思っています。スーパーシティで得られた改革の成果をブラウンフィールドの市民、府民、そして全国に波及させていきたい、そのような提案になるようにと考えております。

4ページを御覧ください。こちらには大阪で考えております種々のサービス、規制緩和の事項を挙げておりますけれども、大阪では特に万博のテーマに通じます命、健康、モビリティなどを中心に進めてまいりたいと考えております。

スーパーシティを機に、人口が集積する大都市大阪で種々の先端的サービス、規制緩和を実現することによりまして、先端的サービスの面におきましても、規制緩和の面におきましても、全国的に加速化するものを大阪からつくってまいりたいと考えております。

それでは、大阪府・大阪市として、今回、ぜひとも実現したい先端的サービス、そのために必要な規制緩和につきまして、三つほど要点を絞って御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。大阪関西万博の会場となります夢洲ですが、2025年の万博は、短い期間で整備が集中するために、円滑で安全な工事が重要となっております。

そこで、ぜひ導入したいと考えております先端的サービスと規制改革は、自動運転時の免許と貨客混載になります。人工島という限られたエリアで夢洲自体の整備、万博というビッグプロジェクトに向けた工事は、同時並行的に進みます。しかも、施主がそれぞれに異なるために、極めて多くの工事関係者、工事車両が錯綜して移動することになります。

7ページの1に書いております自動化されたオンデマンドによるシャトルバスの運行を実現いたしまして、広大なエリア内の様々な場所で働きます工事関係者をタイムリーかつピンポイントに移動していただく、これを可能にしていきたいと考えています。

この際、道路交通法通達の改正によりまして、大型一種免許で運転を可能とする規制緩和をしていただき、運転手不足が叫ばれる今日におきまして、運転者の確保が容易になると思っております。

その下の2の①の貨客混載についてですが、工事関係者の移動だけではなく、工事で大量に必要な資材、工具などの運搬が必要になりますため、こちらについてもぜひ規制緩和をお願いしたいと考えております。

今でも地方や地域では限定的に規制緩和がなされているという状況ではありますが、都市部における取組を実現できましたら、全国的に進んでいる物資や人の輸送が一気に加速することが期待できるのではないかと考えています。

夢洲で得られた先端的なサービス、規制緩和の実現につきましては、次に続くうめきた2期地区のまちづくりにおける活用、さらには大阪全体のまちづくりにも広く展開することができるサービスであると考えています。

次に、資料の11ページを御覧ください。2025年の大阪関西万博の先端的サービスと規制緩和について記載しています。万博では、空飛ぶクルマの実装に向けた航空法に関わる規制緩和とか、MaaS、自動運転の実現に向けた道路交通法の規制緩和などをお願いしたいと考えています。

資料の2ページに戻っていただくと、今回の規制改革につきまして、この健康・安全の

ところに医療の国際化を記載しています。これにつきまして、補足をさせていただきます。

現在、我が国では日本の国家資格である医師の資格試験に合格した医師免許を有する者しか医療行為を行うことはできないとなっております。しかし、受験に際しては、既に外国で医師免許や看護師資格を取得している外国人の方々であっても、国際公用語の英語ではなく、日本語での受験が条件とされています。これらの方々の英語での受験を可能にするという規制緩和につきまして、御提案を申し上げたいと考えております。

本件は、これまでも大阪府・大阪市から提案を続けている案件ですが、今回のスーパーシティの実現にぜひともつなげていきたいと考えております。また、外国人が母国の医師による診療を受け、その医師が処方箋ごとに日本の薬局で薬を処方できるようにするという規制緩和につきましても、将来的には求めていきたいと考えています。

今回のスーパーシティの区域になっているエリアで申しますと、夢洲コンストラクションにおける各国のパビリオン建設のために来日される外国人の労働者や、うめきた2期地区のオフィスに勤務するグローバルなワーカー、万博には世界各国から350万人もの来日者など、多くの外国人の方々をお迎えいたします。

現在、コロナ禍ではありますが、昨今の海外からの来日は飛躍的に伸びておりまして、今後一層増加してまいります。国際金融都市を目指す大阪では、これらのスーパーシティ、そして、規制緩和を生かしながら、多様な国の方々が安心して暮らしやすい町の実現、真のグローバル都市につなげていきたいと考えています。

なお、先週のヒアリングの際の御質問の中で、うめきた2期の規制緩和に関して、健康保険適用の件について、選定療養への追加をお願いしたいと質疑の中で触れさせていただきました。正しくは選定療養への追加も選択肢の一つとし、最終的には診療点数も対象となる、そういったことを目指したいと考えています。

本日の資料10ページに改めて整理した内容を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終了させていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○喜多参事官 御説明ありがとうございました。

最初に、落合先生からでしょうか。

○落合委員 御説明ありがとうございました。

それでは、補足して御説明いただきまして、なさりたい内容も分かってきたと思っておりますので、最初に夢洲から伺っていきたくと思います。

規制緩和の項目として、4点挙げていただいていると思います。

一つ目の部分については、免許の点についてはレベル3とか、レベル4のときに第二種免許をどうするのかという話ではなく、レベル2の場合に現実的な必要性があるということがあるので、第二種免許を不要にしてほしいという御提案だと思いましたが、この部分は、事故が起こらないようにいろいろ手当てされていることがあると思いますが、こうした対応をしているから大丈夫だと考えておいでのものはございますか。

○正垣部長 大阪市の事務局でございます。

御質問に関しまして、レベル2というカテゴリーで、部分運転の自動化ということで我々も追突防止のブレーキは最低限ついていないと駄目だということや、車線のはみ出し防止は当然のこと、そうした車の安全が前提になった上で、大型一種の免許をお持ちの方は、トラック等は常日頃運転されている方だと思いますので、そういった第一種免許を持っておられる方の技能とシステム等を組み合わせて、安全が確保できることを前提に第二種免許の条件を緩和していただけたらと思っています。

昨今、国でも道路交通法の改正で、第二種免許を取りやすくするという規制改革が既になされていて、若い人が第二種免許を取りやすくなるという法律の改正がされたということをお伺いしておりますので、そういった運転手の方の全体容量の確保と、併せて第二種免許を持っておられる運転手の方が世の中に増えてくるまでの間、暫定的とは言葉が悪いのですけれども、自動運転のテクノロジー等を組み合わせて、規制緩和していただければと考えております。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかの点も続いて伺っていきたく思いますけれども、二つ目の道路運送法のシャトルバスを活用した貨客混載ということで御提案いただいている部分については、基本的にもともと国交省の通達で出ている過疎地域のもと同じような条件で、地域の縛りのところを特区で指定された区域内というところを追加してもらいたい、こういう形でしょうか。

○正垣部長 先生がおっしゃるとおりでございます。今回の説明資料でも図面でお示ししておりますとおり、5ページに夢洲の図面を入れさせていただいておりますが、夢洲の中に入る手法として、北側に1本の橋と南側からトンネルの2か所からしか車が入れないという状況になっていますので、ここの渋滞緩和をしていかないといけないというのが重要だと思っています。

日々、作業員の方等は、車でしか交通手段がないものですから、車でここまでやってきます。ばらばらとここに車で入ってこられては、渋滞を招いてしまいますので、例えば図面でシャトルバスの横に共同駐車場と書いてあると思うのですが、こういったところに作業員さんの駐車スペースを設けまして、ここからシャトルバスをくるくと回して、それぞれの現場に入っていただくということを考えております。

そのときに活用していきたいと思っております。我々の提案していますシャトルバスの貨客混載ということで、朝と晩の通勤時は作業員さんを乗せて運ぶのですが、昼間の移動はあまりないということになれば、シャトルバスがどうしても余ってしまいますので、昼間は貨物を運びたいということで、貨客混載のところを緩めていただければ、効率よくシャトルバスを活用して作業を進めていけるという提案でございます。

以上でございます。

○落合委員 ありがとうございます。

1点目、2点目共にそうだと思うのですけれども、住民が必ずしも多くない場所というか、開発中の場所ということもあるので、この部分について関係する住民だったり、企業から同意を得るということについては、スムーズにできる見込みということになりますでしょうか。

○正垣部長 その見込みで動いております。

○落合委員 ありがとうございます。

そうしたら、最後に2の②の自動運転配送車について記載していただいている部分があります。これについて警察庁でもスモールモビリティの研究会の中間報告が出されたり、政府全体としてのパーソナルデリバリーデバイスのようなものについて導入するということの検討を進めていると思っております。それとの関係で、さらに踏み込んだものを提案されているのか、それとも仮にそちらで法改正があるのであれば、先行して国家戦略特区で実施したいということなのか、いずれの御趣旨かというところを教えてください。

○正垣部長 今回の御質問の趣旨で先生の御案内のように、後者のパターンだと思っております。既に国で進められている取組を少し加速していただくというか、今ですと保安要員をつけるのか、条件があると思うのですけれども、人も少ない地域で、しかも、我々は自動運転配送車を使うのは、夜間の配送に使おうと考えておまして、夜間というのは、この島に入ってくる方は住民がいないこともありまして、限定されておりますので、そういった場合には、国で検討していただいているものを加速させるための意味、実験場に使用していただけるというような形だと考えております。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

そうしましたら、夢洲については以上で、後でほかの場所も御質問いたしますけれども、平本さんからもよろしければ、御質問をいただけないでしょうか、

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

追加の御説明をありがとうございました。

この間もちょっと思ったのですけれども、三つのステージがあります。一つ目がコンストラクションというか、建設現場で、二つ目が普通の町で、あとは先進的な未来ワールドという、AR的なところまであるわけですけれども、ここで三つとも三次元都市モデルみたいなものとどう関係してくるのか、それでデジタルツインみたいなものができるのかという感じがするのです。

提案書を見ると、何となくそこというよりも、人流とか、物の動きというところに着目しているみたいなのですけれども、3Dモデル的な連携とか、この三つを通して共通的に使うサービスというか、そういうような連携の在り方をどのように考えているのか、教えてください。

○森山部長 三つのエリアをつなぐものとして、データ連携基盤を用いましてプラットフォームのデータをつないでいくものを考えております。それぞれにより、御質問にあるようなデジタルツインの実現が果たせるのではないかという構想を考えています。

説明で申し上げた、いのち、健康、大阪関西万博で最終的には考えているところでございますので、それらに通ずるようなサービス事業がそれぞれのエリアで展開して、直接的には同じサービスでなかったとしても、例えば夢洲のドローンを活用した資材運搬、こちらが夢洲エリアで、建設現場という実際に住宅街ではないエリアで運用して、そこで培った技術なり、ノウハウなり、ルールなりというものをうめきた2期地区や、ゆくゆくは大阪のブラウンフィールドにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 今の御説明だと、基本的にはデータ連携基盤というものを通じて、いろいろなデータが引っ張りますというのが第一としてあって、それプラス、フィールドは少々異なりますが、人の流れや物の流れなどのノウハウを定義して、いろいろなフィールドで試していく、そのようなイメージですか。

○森山部長 そうです。大阪の一番の特徴は、大規模な都市の中のグリーンフィールドを活用できるという点だと思っております。その中で今まで大都市ではできなかったような取組をまず実験というとおかしいのですけれども、実装ではあるものの、非常に大規模な実験として取り組みたいということです。それは例えばドローンの走行であったり、都心部では認められていないようなところの打破につながるのではないかと考えております。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

○落合委員 続いて、夢洲ではなくて、うめきたについても伺えればと思います。

うめきたでは、ドローンのお話がありました。これは夢洲とも共通する部分はあるのだと思うのですけれども、航空法の目視外飛行等について書いていただいているところがあると思っております。この部分については、国会に航空法の改正法が出されていると思っておりますけれども、こちらの内容より踏み込んだものをおっしゃりたいことがあれば、それを教えていただけないでしょうか。

○福本部長 大阪市の事務局でございます。

ドローンですが、例えばうめきたではみどりを空間において、ドローンを有効的に活用してまいりたい。例えば公園にいる方が公園の中で注文すれば、すぐにデリバリーが行われるとか、そういう形でドローンを区域内で自由に広範に飛ばしたいと思っております。

ただいまの現行法でございますが、航空法によって、人口集中地区では飛行禁止とか、夜間飛行、目視外飛行が禁止されているという状況でございます。国土交通大臣の許可を得れば飛ばすことができるということになってはいますが、その許可を得る際に飛行ルートを限定するような、かなり厳しい条件があります。例えばうめきた2期区域全体で活用できるような申請なりというのができれば、非常に有効に活用できるのではないかと考えています。

○落合委員 ありがとうございます。

航空法の内容について、今回の改正よりさらに踏み込んで法改正が必要だと思われる項目があれば、それをお聞きできればと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○福本部長 我々が今回お願いしておりますのは、法改正ということではなくて、審査要領の改正ということでございます。

○落合委員 その審査要領の部分が今回の法改正のところに伴って改定されれば、それはそれでスーパーシティの中で必要なことができるということですか。

○福本部長 はい。

○落合委員 分かりました。

続いてですけれども、パーソナルモビリティのシェアサービスということで、電動キックボードのところも挙げていただいております。この部分について、もともと革新的事業活動評価委員会のサンドボックスで、スモールモビリティについて実証実験がされておりまして、その結果も踏まえて、国交省では一部、運送車両の保安基準について緩和を行っているということになっております。

そのときの緩和が必ずしも不十分であるので、こういうことをしてほしいということがあるのかどうかを伺えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○福本部長 電動キックボードにつきましては、現在、産業競争力強化法に基づく新事業特例制度における新たな特例措置として、地域、実施期間を限定した特例措置が整備されておりまして、大阪府域においても、5月20日から実証が行われております。

今回の特例措置では、道路交通法上の小型特殊車両として区分するというので、ヘルメットの着用が任意等の取扱いになっていますが、免許が必要ということございまして、ナンバー、ミラー等の機体要件が必要というところでございます。

今回の御提案では、こういった国、業界団体の動きを見ながら、道路交通法において新たな区分創設を求め、恒常的な運用緩和を目指すものでございます。免許が要らないとか、ヘルメットについては任意にさせていただくとか、そういう形を求めています。

○落合委員 そうすると、提案書では保安基準に書いていただいていたのですけれども、ほかの論点になっているヘルメットとか、免許のほうがより主眼に置かれている論点という形なのではないでしょうか。そちらも警察庁でやっているところだと思いますが。

○福本部長 申請書には両方書いてあるところでございますが、キックボードにつきましては、そもそも原動機付自転車と道路交通法で定義づけられていることにより様々な規制がありますので、道路交通法の中で電動モビリティの位置付けを見直していただければ、こういった規制については、外れていくのではないかと考えております。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、最後にもう一点、口頭でおっしゃっていただいていたオンラインでの診療で、海外の医師からそういう場合に医師免許の制限の緩和ということでおっしゃられておりました。

この点について、例えばD to D to Pのような形で、日本の医師も介在して海外医師が協働するような形であれば、そもそも医師法のところの制限にかからない形も整理し得る余地があるのではないかとも思われます。その部分については、直接日本人の医師を介さないでということが実際のニーズ上、どうしても必要なかどうかというところを伺えればと思います。

○宮田課長 大阪府でございます。

今、おっしゃっていただいた部分は、特に大阪ということでもあるのですが、関西の圏域におきまして外国人の方が多くいらっしゃる中で、外国人の方に対して直接医療を勉強することをつなぐこともできたと思うのですが、それよりも外国人の方が直接母国語を使って医療を受けられるような体制をつくっていけるためには、まず外国人医師の方、看護師の方の試験が日本語ではなくて、英語等の公用外国語をもって行われるほうが採用できることもございますので、直接の試験を英語ということができればと考えています。

○落合委員 ありがとうございます。御趣旨は分かりました。

追加資料の中にこの部分の記載があまりなかったもので、もしよろしければ、そこは後でお出しただければありがたいと思います。お願いいたします。

○宮田課長 ありがとうございます。

○喜多参事官 平本先生、最後に何かありますか。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 もう大丈夫です。ありがとうございました。

○喜多参事官 分かりました。

それでは、時間がまいりましたので、これで終わります。

大阪府・大阪市さん、どうもありがとうございました。